

Japan tax newsletter

EY税理士法人

事前確認・移転価格課税等に係る相互協議事案の繰越件数が過去最多

平成27事務年度の「相互協議の状況」及び「移転価格税制に係る実地調査の状況」

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

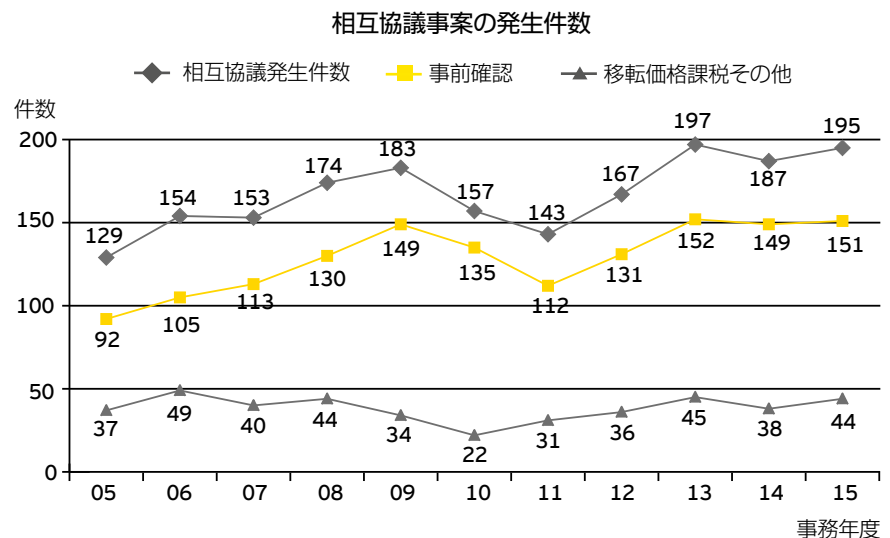
EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

Contents

1. 相互協議事案の発生件数
2. 相互協議事案の繰越件数
3. 処理事案1件当たりに要した平均的な期間
4. 移転価格税制に係る実地調査の状況

国税庁は、2015年(平成27年)事務年度¹における「相互協議の状況」²と、「平成27事務年度 法人税等の調査事績の概要 - 移転価格税制にかかる実地調査の状況」³を2016年11月に発表しました。



(出典: 国税庁 平成27事務年度の「相互協議の状況」について)

¹ 2015年7月1日に開始し、2016年6月30日に終了した事務年度

² 国税庁ホームページ、平成27事務年度の「相互協議の状況」について、2017年1月11日付 http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/sogo_kyogi/index.htm

³ 国税庁ホームページ、平成27事務年度 法人税等の調査事績の概要、2017年1月11日付 http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/hojin_chosa/pdf/hojin_chosa.pdf

2015年事務年度の相互協議事案の発生件数⁴は195件で、2014年事務年度の発生件数187件に比べ、若干増加した程度です。また、2015事務年度の相互協議事案の繰越件数合計は465件(事前確認355件、移転価格課税等が110件)で、過去最多件数でした。

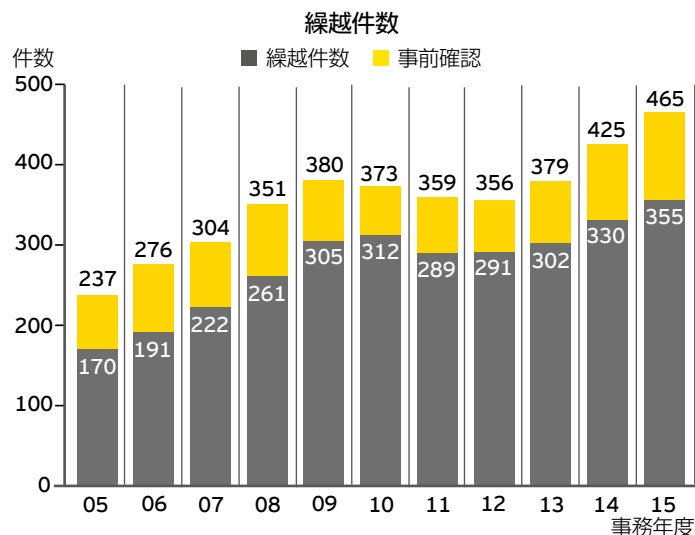
1. 相互協議事案の発生件数

2015年事務年度の相互協議事案の発生件数195件のうち、約8割の151件は二国間事前確認に係るものです。残りの44件は移転価格課税、恒久的施設にかかる事案、源泉所得税に関する事案が含まれています。この44件のうち、約7割の30件がOECD非加盟国⁵との取引に係る移転価格課税等の事案に係るものです。ちなみに2014事務年度は、OECD非加盟国との移転価格課税等による相互協議事案の発生件数は17件でした。アジア投資が加速する状況下で、アジア地域のOECD非加盟国との取引に係る移転価格課税リスクが日本内外で高まっていることが伺えます。また、移転価格等の課税後、二重課税を相互協議を通じて回避しようとする納税者が増えていることをこのデータが示しています。

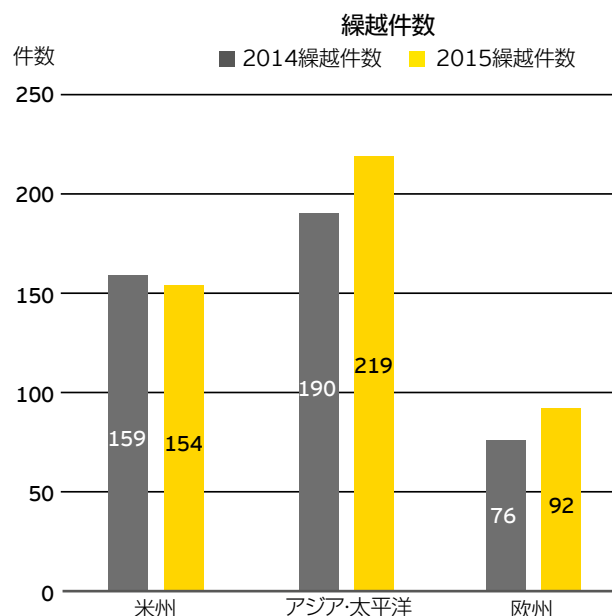
2. 相互協議事案の繰越件数

2015事務年度の相互協議事案の繰越件数は過去最多でした。また、日本内外における移転価格課税リスクを管理する手段として、事前確認を申請する納税者が年々増加している一方、処理件数が発生件数に追いついていない状況が伺えます。

2015事務年度と2014事務年度の繰越事案の地域別内訳を比較すると、アジア・大洋州⁶及び欧州⁷での繰越件数が伸びている一方で、米州⁸の繰越件数が2014事務年度では159件だったのが、154件に減少しています。



(出典: 国税庁 平成27事務年度の「相互協議の状況」について)



(出典: 国税庁 平成27事務年度の「相互協議の状況」について)

3. 処理事案1件当たりに要した平均的な期間

2015事務年度の処理一件当たりに要した平均的な期間は以下のとおりで、2014年事務年度との比較で見ると、事前確認も移転価格課税等でも平均的な処理期間が増加しています。

	2015事務年度	2014事務年度	増加期間
事前確認	25.7カ月	22.2カ月	3.5カ月
移転価格課税その他	27.2カ月	23.8カ月	3.4カ月

(出典: 国税庁 平成27事務年度の「相互協議の状況」について)

なお、OECD非加盟国との事前確認に係る処理一件当たりに要した平均的な期間は、2015事務年度で41.4カ月で、移転価格課税等に係る処理一件当たりに要した平均的な期間は26.0カ月でした。新興国や欧州各国との相互協議が合意に至るまでにかかる期間が延びていることが懸念されます。今後、BEPS行動14(紛争解決メカニズムの効率化)が掲げる相互協議による迅速な紛争解決と各国の相互協議手続に係る行政手続の整備が実現し、各国が相互協議を平均24カ月以内に解決することを目標とし、これが実現されることが期待されます。

⁴ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

⁵ 国税庁の相互協議の相手国のうち、OECD非加盟国は、中国、香港、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム。

⁶ 国税庁の相互協議相手国の内、アジア・大洋州にはオーストラリア、韓国、中国、香港、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナムが含まれます。

⁷ 国税庁の相互協議相手国の内、欧州にはベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、英国が含まれます。

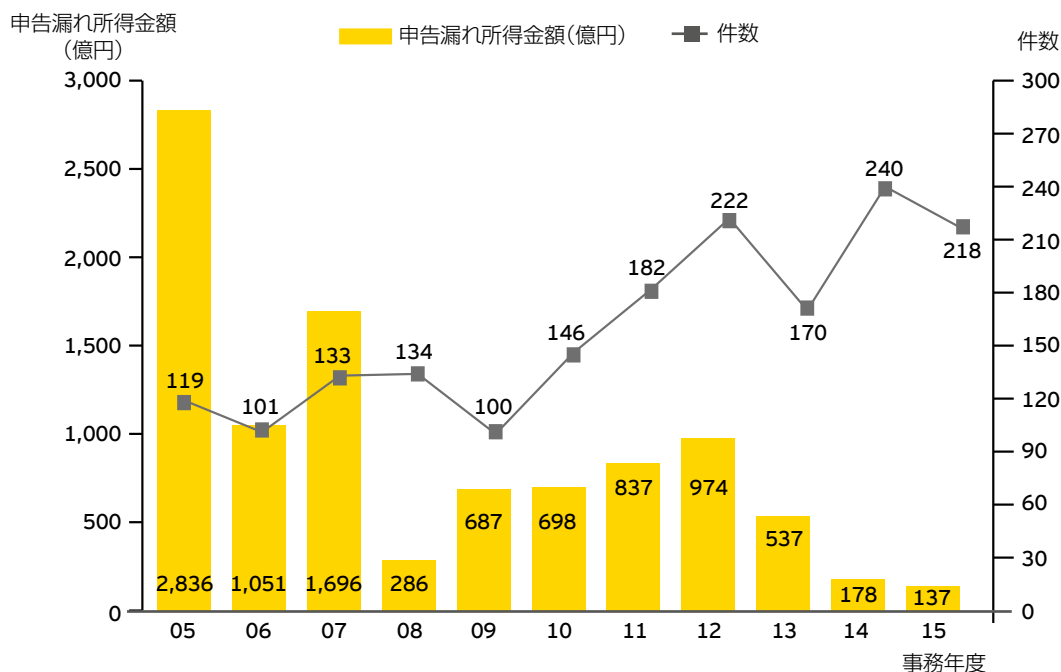
⁸ 国税庁の相互協議相手国の内、米州にはカナダ、米国、メキシコが含まれます。

4. 移転価格税制に係る実地調査の状況

最後に、2015事務年度においては、218件の移転価格調査で、申告漏れが指摘されました。2014年事務年度の240件より件数は減少したものの、日本で移転価格調査が活発に行われていることが伺われます。2015年事務年度と2014事務年度の申告漏れ所得金額は、それぞれ137億円と178億円です。

今後、事業概況報告書に開示される企業グループの構成会社等のユニエーパの概要や、国別報告書が世界の税務当局へ提出され始めると、各国の税務当局は、これまで以上に移転価格税制の執行を強化するであろうと思われます。企業は、各国の税務当局へトランスペアレントになる移転価格に関するデータにより、移転価格課税リスクが高まることのないように、移転価格移転価格ポリシーの策定とその適切な運営、移転価格同時文書の作成、事前確認申請等で、効果的に移転価格課税リスクを管理する対応を迫られています。

移転価格税制に係る実地調査の状況



メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170117

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを伴うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp